

議員提出議案第 6 号



再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正について、国会での議論の推進を
求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、飯能市議会会議規則第 13 条の規定により提出
します。

令和 5 年 12 月 15 日

提出者	飯能市議会議員	栗原	義幸
賛成者	同	関田	直子
同	同	坂井	悦子
同	同	新井	巧
同	同	鳥居	誠明
同	同	野田	直人

飯能市議会議長 加藤 由貴夫 様

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正について、国会での議論の推進を求める意見書（案）

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものだ。冤罪はあってはならない、と誰しも認めることでありながら後を絶たない。

2010年以降、足利事件、布川事件、東電女性社員殺人事件、東住吉事件と無期懲役という重罰事件の再審無罪が続き、2019年に松橋事件、2020年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪が確定した。また、2023年には、袴田事件の袴田巖さんの再審開始が決定している。

しかし、いずれも再審開始決定に至るまでに非常に長い時間が掛かった。そしてこれらの事件以外にも多くの再審請求がされているが、再審が決定されることは非常に稀である。

その原因は様々考えられるが、冤罪を救済するために再審法の改正が検討されるべきである。

よって、国におかれては、下記の事項について国会での議論を進めることを求めるものである。

記

- 1 再審において、検察が有する証拠の全面開示をすること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）を禁ずること。
- 3 再審手続きの整備をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

飯能市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} あて

提案理由

本意見書を国会等に提出するため提案するものである。